家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領

（平成２５年３月１８日付け２４農畜機第５０７１号承認）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人　中央畜産会

　　　　　　　制定　平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２

　　　　　一部改正　平成２５年４月２３日付け２５年度発中畜第１６号

平成２６年５月２８日付け２６年度発中畜第２３１号

　　　　　　　　　　平成２６年１２月１９日付け２６年度発中畜第１０６０号

　　　　　　　　　　平成２７年４月８日付け２７年度発中畜第２５号

　　　　　　　　　　平成２８年４月５日付け２８年度発中畜第９号

　　　　　　　　　　平成２９年４月１０日付け２９年度発中畜第１６４号

　　　　　　　　　　平成３０年４月１７日付け３０年度発中畜第１７３号

平成３１年２月２８日付け３０年度発中畜第６８６１号

平成３１年４月５日付け３１年度発中畜第３２号

令和２年１月２２日付け元年度発中畜第３９２２号

　　　　　　　　　　令和２年４月１６日付け２年度発中畜第２５６号

　　　　　　　　　　令和２年１２月１６日付け２年度発中畜第４２６６号

　　　　　　　　　　令和４年３月１日付け３年度発中畜第６８７９号

　　　　　　　　　　令和４年４月１１日付け４年度発中畜第２４６号

　　　　　　　　　　令和７年３月２４日付け６年度発中畜第６４３８号

　畜産経営において法定伝染病が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等のまん延防止措置がとられることとなるが、これに伴い収入の減少により経営の維持が困難となる経営体がみられ、これらに対する支援措置が必要となっている。

　このため、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成２５年２月２６日付け２４農畜機第

４６９９号、以下「実施要綱」という。）別添２に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の補助を受け、畜産経営体に対し、融資機関が行う低利の運転資金の貸付けを円滑にするため、当該資金につき利子補給を行う事業を実施することとし、もって我が国畜産経営の安定に資するものとする。

　この事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）に定めるもののほか、実施要綱及びこの実施要領の定めるところによる。

第１　事業の内容

　　　家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する家畜伝染病の発生等により、広範囲にわたって畜産経営に重大な　支障を与えると独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が認めた場合、影響を受けた畜産経営体に対し、経営継続に必要な資金（以下「経営継続資金」という。）、畜産経営を再開して経営を維持できる程度の収入を得るまでの間に必要な資金（以下「経営再開資金」という。）及び経営維持に必要な資金（以下「経営維持資金」という。）を理事長が定める貸付条件等により融通する融資機関に対し、利子補給等を行う。

第２　家畜疾病経営維持資金の貸付け

　１　融通対象者

　（１）経営継続資金融通対象者

法第２条第１項に規定する家畜伝染病のうち別表１に掲げる対象家畜伝染病の発生等に伴い経営継続が困難となった経営者であって、次のいずれかに該当するものとする。

a 　法第２条第１項に規定する家畜伝染病のうち別表１に掲げる対象家畜伝染病の発生等に伴う家畜又は畜産物の移動制限又は搬出制限の対象となった当該対象家畜伝染病の畜種（家畜伝染病予防法施行令（昭和２８年政令第２３５号）第１条に規定する当該対象家畜伝染病の畜種を含む。以下同じ。）を飼養する経営者

b 移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との間の、家畜又は受精卵、精液若しくは種卵の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか１か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

ｃ　家畜伝染病の発生により輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか１か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

（２）経営再開資金融通対象者

法第２条第１項に規定する家畜伝染病のうち、別表１に掲げる対象家畜伝染病の発生等に伴う法に基づく家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた当該対象家畜伝染病の畜種を飼養する経営者

（３）経営維持資金融通対象者

別表２に掲げる融通対象者とする。

　２　資金の使途

経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金（以下「経営資金」という。）の使途は、次に掲げる畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的営農経費とし、既往負債の借換えを除くものとする。

　（１）肥飼料費

　（２）家畜の購入費

　（３）畜産経営に要する器具及び消耗品等の購入費

　（４）雇用労働費

　（５）その他の畜産経営の維持に必要な経費

３　融通実施期間

　（１）経営継続資金又は経営再開資金の融通実施期間は、別表１のとおりとする。

　（２）経営維持資金の融通実施期間は、別表２のとおりとする。

４　融資機関

　（１）経営資金を融通できる融資機関は、次の金融機関とする。

　　　ア　農業協同組合

　　　イ　農業協同組合連合会

　　　ウ　農林中央金庫

　　　エ　都道府県知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

　（２）都道府県知事は、（１）のエの指定を行ったときは、公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）に速やかに通知するとともに、１に規定する融通対象者への周知を図るものとする。

５　貸付条件

　（１）貸付限度額

　　　　貸付限度額は、次に掲げる額を上限として、７の規定による都道府県知事又は理事長の承認を受けた経営維持計画に定める借入計画額とする。

　　　①　経営継続資金又は経営維持資金

　　　　ア　乳用牛１頭当たり　 　　　　　　　　　１３万円

　　　　イ　肥育用牛１頭当たり　　　　　　 　　　１３万円

　　　　ウ　繁殖用雌牛１頭当たり　　　　　　 　　　６万５千円

　　　　エ　肥育豚１頭当たり 　　　　　 　　　１万３千円

　　　　オ　繁殖豚１頭当たり 　　　　　 　　　２万６千円

　　　　カ　家きん１００羽当たり 　　　　　　 ５万２千円

　　　　キ　繁殖用めん羊及び山羊１頭当たり　 　　　１万３千円

　　　　ク　その他別表３に定める家畜１頭当たりの額

　　　②　経営再開資金

　　　　ア　個人経営　２，０００万円

　　　　イ　法人経営　８，０００万円

　（２）償還期限等

　　　　経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の償還期限は７年以内（うち据置期間は３年以内）とする。

　　　　償還方法は、元金均等償還とする。

　（３）貸付利率

　　　　経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の貸付利率は、実施要綱別添２の第３の２の（１）のカの（エ）に基づき、会長が別に定める利率とする。ただし、当該利率未満で融資機関が経営資金を貸し付けることを妨げない。

　　　　なお、会長が定める利率については、変更の都度、中央畜産会のホームページに掲載して公表する。

６　経営維持計画の作成等

　（１）経営資金の借入希望者は、実施要綱別添２の別紙様式第１－１号又は同第１－２号の経営維持計画を作成し、融資機関に提出するものとする。

　（２）融資機関は、（１）により経営維持計画が提出されたときは、経営資金借入希望者が１に規定する融通対象者であることを確認し、２に規定する要件に照らし、経営維持計画の内容を審査の上、妥当と認められる場合は、当該経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して、融通対象者の所在する都道府県知事に提出するものとする。

　７　経営維持計画の承認

　（１）都道府県知事は、融資機関から６により経営維持計画が提出された場合は、当該経営維持計画の内容を審査し、妥当と認められる場合は、当該経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して、実施要綱別添２の別紙様式第２号の家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書を、中央畜産会を経由して理事長に提出するものとする。

　（２）（１）の承認申請において、次に掲げる経営維持計画については、理事長への提出を要しないものとする。これにより、経営維持計画の理事長への提出を行なわない場合は、都道府県知事が承認を行うものとする。

ただし、借入れを希望する資金が経営維持資金であって飼養畜種がめん羊又は山羊の場合にあっては、借入計画額にかかわらず、理事長に提出するものとする。

ア　借入希望者が個人である場合、借入計画額が２，０００万円以下の

経営維持計画

　　　イ　借入希望者が法人である場合、借入計画額が８，０００万円以下の経営維持計画

８　貸付けの実施

　（１）都道府県知事は、自らが承認した場合若しくは中央畜産会を通じて７の（１）の経営維持計画の理事長の承認の通知を受けた場合は、速やかに融資機関に通知するものとする。

　（２）融資機関は、（１）の通知を受けた場合は、承認を受けた経営維持計画に係る借入希望者に対して、経営資金を融通するものとする。この場合、融資機関は、経営資金の貸付け実行に際し、遅滞なく都道府県知事の確認を受け、会長に借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日及び利子補給金の予定額等を速やかに通知するものとする。

　９　経営維持計画の承認の取消し

都道府県知事又は理事長は、次に掲げる場合には、７の（２）の都道府県知事の承認又は７の（１）の理事長の承認を受けた経営維持計画につき、承認を取り消すものとする。この場合、都道府県知事は、自らが承認を取り消したときは、その旨を融資機関及び中央畜産会に、あるいは理事長から中央畜産会を通じて取消しの通知を受けたときは、その旨を融資機関に速やかに通知するものとする。

　（１）経営維持計画の履行が困難となったと認められる場合

　（２）経営維持計画の承認取消しの申請があった場合

　（３）経営維持計画の承認後に不実記載が認められる場合

第３　利子補給事業の運営

　１　融資機関に対する利子補給等

　（１）利子補給金の交付

　　　　中央畜産会は、経営資金を貸し付けた融資機関に対し、利子補給金を交付するものとする。

　（２）利子補給率

　　　　利子補給率は、実施要綱別添２の第３の２の（１）のカの（オ）に定める率とする。

　（３）利子補給の期間

　　　　経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の利子補給期間は、いずれの資金も貸付後７年以内とする。

　（４）利子補給金の額

　　　　利子補給金の交付額は、融資機関の経営資金の貸付平均残高に（２）に定める利子補給率を乗じて得た額に相当する額とする。

　（５）中央畜産会は、第２の９により経営維持計画が取消しとなった場合、又は経営資金の借入者が経営を中止した場合には、これ以降、融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。

　（６）利子補給金の返還

　　　　中央畜産会が、融資機関に対し利子補給金を交付した後、その交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められる場合は、次により措置するものとする。

　　　ア　中央畜産会は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又一部に別表４に定める利息相当額を加算して得た額（以下「返還金」という。）を別表５に定める期限内に中央畜産会に納付させる。

　　　イ　中央畜産会は、アの期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、アの期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

　　　ウ　中央畜産会は、アの返還金及びイの延滞金を速やかに機構に納付するものとする。

２　事業実施の手続き

　（１）利子補給契約の締結

　　　　経営資金の貸付けを行おうとする融資機関は、経営資金については、様式第１号の経営資金利子補給契約締結申込書に様式第２号の経営資金利子補給契約書を２部添えて中央畜産会に提出し、利子補給契約を締結するものとする。

　（２）貸付実行報告書の提出

　　　　融資機関は、経営資金の貸付けについて、経営資金に適合する旨の都道府県知事の確認を受けた後、様式第３号の経営資金貸付実行報告書（以下「経営資金貸付実行報告書」という。）を中央畜産会に貸付実行月の翌月末までに提出するものとする。

　（３）利子補給額等の通知

　　　　中央畜産会は、経営資金貸付実行報告書に基づいた様式第４号の経営資金償還計画額・利子補給額計算書（以下「経営資金利子補給額等計算書」という。）により、都道府県並びに信用農業協同組合連合会、農林中央金庫及び理事長が適当と認める団体（以下「信農連等」という。）並びに融資機関に通知するものとする。

　（４）貸付実行状況等異動報告書の提出

　　　　融資機関は、経営資金貸付実行報告書に異動が生じた場合には、様式第５号の経営資金貸付実行状況等異動報告書（以下｢経営資金異動報告書｣という。）を、速やかに中央畜産会に提出するものとする。

　（５）利子補給額等の異動修正額の通知

　　　　中央畜産会は、経営資金異動報告書により利子補給額等を修正して、様式第６号の経営資金償還計画額・利子補給額異動修正計算書（以下「経営資金異動修正計算書」という。）により、都道府県及び信農連等並びに融資機関に通知するものとする。

　（６）計画の承認取消報告書の提出

　　　　都道府県知事は、経営維持計画の承認を取消した場合には、様式第７号の経営資金借入者承認取消報告書により直ちに、中央畜産会に通知するものとする。

　（７）利子補給金の請求

ア　経営資金利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、中央畜産会から送付された経営資金利子補給額等計算書又は経営資金異動修正計算書に基づき様式第８号の経営資金利子補給金請求書（以下「経営資金利子補給金請求書」という。）を作成し、様式第９号の経営資金利子補給金請求承認申請書により、都道府県知事の承認後、中央畜産会に対し経営資金利子補給金請求書を提出するものとする。

イ　平成３１年３月３１日までの経営再開資金の貸付けに係る経営資金利子補給金請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 |
| 平成２９年４月１日から平成２９年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 平成30年11月末日 | 令和元年11月末日 | 令和２年11月末日 | 令和３年11月末日 | 令和４年11月末日 |
| 平成２９年１０月１日から平成３０年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和元年５月末日 | 令和２年５月末日 | 令和３年５月末日 | 令和４年５月末日 | 令和５年５月末日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 |
| 平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和元年11月末日 | 令和２年11月末日 | 令和３年11月末日 | 令和４年11月末日 | 令和５年11月末日 |
| 平成３０年１０月１日から平成３１年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和２年５月末日 | 令和３年５月末日 | 令和４年５月末日 | 令和５年５月末日 | 令和６年５月末日 |

ウ　平成３１年３月３１日までの経営継続資金及び経営維持資金の貸付けに係る経営資金利子補給金請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 |
| 平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和元年11月末日 | 令和２年11月末日 | 令和３年11月末日 |
| 平成３０年１０月１日から平成３１年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和２年５月末日 | 令和３年５月末日 | 令和４年５月末日 |

エ　平成３１年４月１日以降令和４年３月３１日までの経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の貸付けに係る経営資金利子補給請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 平成３１年４月１日から令和元年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和２年11月末日 | 令和３年11月末日 | 令和４年11月末日 | 令和５年11月末日 | 令和６年11月末日 | 令和７年11月末日 | 令和８年11月末日 |
| 令和元年１０月１日から令和２年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和３年５月末日 | 令和４年５月末日 | 令和５年５月末日 | 令和６年５月末日 | 令和７年５月末日 | 令和８年５月末日 | 令和９年５月末日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 令和２年４月１日から令和２年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和３年11月末日 | 令和４年11月末日 | 令和５年11月末日 | 令和６年11月末日 | 令和７年11月末日 | 令和８年11月末日 | 令和９年11月末日 |
| 令和２年１０月１日から令和３年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和４年５月末日 | 令和５年５月末日 | 令和６年５月末日 | 令和７年５月末日 | 令和８年５月末日 | 令和９年５月末日 | 令和10年５月末日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 令和３年４月１日から令和３年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和４年11月末日 | 令和５年11月末日 | 令和６年11月末日 | 令和７年11月末日 | 令和８年11月末日 | 令和９年11月末日 | 令和10年11月末日 |
| 令和３年１０月１日から令和４年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和５年５月末日 | 令和６年５月末日 | 令和７年５月末日 | 令和８年５月末日 | 令和９年５月末日 | 令和10年５月末日 | 令和11年５月末日 |

オ　令和４年４月１日以降の経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の貸付けに係る経営資金利子補給請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 令和４年４月１日から令和４年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和５年11月末日 | 令和６年11月末日 | 令和７年11月末日 | 令和８年11月末日 | 令和９年11月末日 | 令和10年11月末日 | 令和11年11月末日 |
| 令和４年１０月１日から令和５年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和６年５月末日 | 令和７年５月末日 | 令和８年５月末日 | 令和９年５月末日 | 令和10年５月末日 | 令和11年５月末日 | 令和12年５月末日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 令和５年４月１日から令和５年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和６年11月末日 | 令和７年11月末日 | 令和８年11月末日 | 令和９年11月末日 | 令和10年11月末日 | 令和11年11月末日 | 令和12年11月末日 |
| 令和５年１０月１日から令和６年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和７年５月末日 | 令和８年５月末日 | 令和９年５月末日 | 令和10年５月末日 | 令和11年５月末日 | 令和12年５月末日 | 令和13年５月末日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 令和６年４月１日から令和６年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和７年11月末日 | 令和８年11月末日 | 令和９年11月末日 | 令和10年11月末日 | 令和11年11月末日 | 令和12年11月末日 | 令和13年11月末日 |
| 令和６年１０月１日から令和７年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和８年５月末日 | 令和９年５月末日 | 令和10年５月末日 | 令和11年５月末日 | 令和12年５月末日 | 令和13年５月末日 | 令和14年５月末日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 令和７年４月１日から令和７年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和８年11月末日 | 令和９年11月末日 | 令和10年11月末日 | 令和11年11月末日 | 令和12年11月末日 | 令和13年11月末日 | 令和14年11月末日 |
| 令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和９年５月末日 | 令和10年５月末日 | 令和11年５月末日 | 令和12年５月末日 | 令和13年５月末日 | 令和14年５月末日 | 令和15年５月末日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 令和８年４月１日から令和８年９月３０日までの間の貸付けに係るもの | 令和９年11月末日 | 令和10年11月末日 | 令和11年11月末日 | 令和12年11月末日 | 令和13年11月末日 | 令和14年11月末日 | 令和15年11月末日 |
| 令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間の貸付けに係るもの | 令和10年５月末日 | 令和11年５月末日 | 令和12年５月末日 | 令和13年５月末日 | 令和14年５月末日 | 令和15年５月末日 | 令和16年５月末日 |

　３　事業の委託等

中央畜産会は、利子補給事業の一部を信農連等に対し、次により委託するものとする。

　（１）信農連等への委託事業

　　　　利子補給事業の適正円滑化を図るための融資機関に対する指導及び連絡等に関する次の事業

　　　ア　融資機関から提出された利子補給契約書を取りまとめること。

　　　イ　経営資金貸付実行報告書及び経営資金異動報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

　　　ウ　中央畜産会から送付された経営資金利子補給額等計算書及び経営資金異動修正計算書のうち融資機関に係るものを送付すること。

　　　エ　利子補給金請求書を取りまとめ、審査及び保管すること。

　　　オ　融資機関からの委任による利子補給金の請求及び中央畜産会から交付された利子補給金を融資機関に送金すること。

　　　カ　中央畜産会から融資機関に通知される通知文を伝達すること。

　　　キ　交付した利子補給金の返還に関する書類を審査すること。

　　　ク　融資機関の貸付状況等を調査するとともに、経営中止等の事例を的確に把握し、誤って利子補給金の請求が行われないように指導すること。

　　　ケ　その他中央畜産会が必要と認めて委託する事業を処理すること。

　（２）融資機関は、（１）の事業を様式第１０号の委任状をもって信農連等に委任するものとする。

　（３）信農連等は、（１）のイの経営資金貸付実行報告書については様式第

１１号の経営資金貸付実行報告書（委託機関用）、また、２の（７）の経営資金利子補給金請求書については様式第１２号の経営資金利子補給金請求書（委託機関用）を添えて、中央畜産会に提出するものとする。

　４　提出書類の報告

　　　融資機関が中央畜産会に提出する書類（信農連等が融資機関の委任を受けて提出する書類を含む。）は、同時に都道府県に報告するものとする。

５　利子補給事業の推進

　　　中央畜産会は、利子補給事務の適正円滑な推進を図るため融資機関に対して必要な調査等を行うことができるものとする。

第４　その他

　１　融資機関及び信農連等は、この事業に係る経理状況を明らかにするとともに、帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保管期間は、融資機関に対する利子補給金の交付がすべて完了した最終年度の翌年度から起算し、５年間とする。

　２　融資機関は、都道府県、信農連等及び中央畜産会が利子補給事業に係る融資の状況に関して報告を求めた場合、又は都道府県、信農連等及び中央畜産会の職員が、この事業に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には協力するものとする。

第５　ランピースキン病の国内初発生に係る時限的特例措置

（１）国内初発生により、ランピースキン病は広範囲にわたって畜産経営に重大な支障を与えるおそれのあることを踏まえ、第２の１の（１）本文中及び同（１）のｃ中「対象家畜伝染病」並びに同（１）のｃ中「家畜伝染病」の後にそれぞれ「又はランピースキン病」を加え、別表２の牛の区分中「又はＴＳＥ」とあるのは、「、ＴＳＥ又はランピースキン病」として、この実施要領の規定を適用する。

　　（２）（１）のランピースキン病に係る適用対象の融通実施期間は、別表１及び別表２の規定にかかわらず、ランピースキン病の国内初発生日に当たる令和６年１１月６日から３年間とする。

（３）（１）のランピースキン病に係る利子補給金請求書の提出期限は、第３の２の

　　　　（７）のオの次に次のように加える。

　　　カ　令和９年４月１日以降の経営継続資金及び経営維持資金の貸付けに係る経営

資金利子補給請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利子補給金請求書の提出期限 |
| 初年度分 | 第２年度分 | 第３年度分 | 第４年度分 | 第５年度分 | 第６年度分 | 第７年度分 |
| 令和9年4月1日から令和9年9月30日までの間の貸付けに係るもの | 令和10年11月末日 | 令和11年11月末日 | 令和12年11月末日 | 令和13年11月末日 | 令和14年11月末日 | 令和15年11月末日 | 令和16年11月末日 |
| 令和9年10月1日から令和9年11月5日までの間の貸付けに係るもの | 令和11年５月末日 | 令和12年５月末日 | 令和13年５月末日 | 令和14年５月末日 | 令和15年５月末日 | 令和16年５月末日 | 令和17年５月末日 |

附　則

この実施要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２５年２月２６日より適用するものとする。

附　則　(平成２５年５月８日２５農畜機第５５３号承認)

　　　１　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成

２５年４月１日から適用するものとする。

　　　２　この実施要領の施行により、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２３年６月３日２３農畜機第１０９２号承認。以下「旧実施要領」）は廃止する。

　　　３　前項の規定による廃止前の旧実施要領による補助については、本実施要領による補助とみなす。

　　　４　第２項の規定による廃止前の旧実施要領に規定される事業の実績報告、帳簿の整理　保管等については、なお従前の例による。

附　則　(平成２６年６月４日２６農畜機第１０６９号承認)

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２６年４月１日から適用するものとする。

附　則　(平成２７年１月８日２６農畜機第４２６５号承認)

　　　　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２６年１２月１９日から適用するものとする。

附　則　(平成２７年４月３０日２７農畜機第３３６号承認)

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２７年４月１日から適用するものとする。

附　則　(平成２８年４月１３日２８農畜機第２１２号承認)

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２８年４月１日から適用するものとする。

附　則　(平成２９年４月１３日２９農畜機第２７２号承認)

１　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成

２９年４月１日から施行するものとする。

　　　２　平成２８年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則　(平成３０年４月１７日３０農畜機第３４５号承認)

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成３０年４月１日から適用するものとする。

附　則　(平成３１年２月２８日３０農畜機第６８６１号承認)

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成３１年２月２６日から適用するものとする。

附　則　(平成３１年４月１０日３１農畜機第２６２号承認)

１　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成

３１年４月１日から適用するものとする。

２　平成３０年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

　附　則　(令和２年１月１５日元農畜機第６０４６号承認)

　　　　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、施行日から適用するものとする。

　附　則　(令和２年４月１４日２農畜機第２６４号承認)

　　　　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和２年４月１日から適用するものとする。

附　則　(令和２年１２月１０日２農畜機第４９４０号承認)

　　　　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和２年１２月１０日から適用するものとする。

附　則　(令和４年２月２５日３農畜機第６１２６号承認)

　　　　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和４年２月１４日から適用するものとする。

附　則　(令和４年４月１１日４農畜機第２７２号承認)

　　　　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和４年４月１日から適用するものとする。

附　則　(令和７年３月２６日６農畜機第８４８２号承認)

　　　　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和７年３月７日から適用するものとする。

別表１（第２の１、３関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象家畜伝染病 | 伝達性海綿状脳症（以下「ＴＳＥ」という。） | 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ | 豚熱及びアフリカ豚熱 | 牛疫、牛肺疫及び口蹄疫 |
| 融通実施期間 | 令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで | 　　　　　　　　　 |  |  |

別表２（第２の１、３の（２）関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 家きん | 豚 | 牛 | めん羊及び山羊 |
| 融通対象者 | 国内における高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん肉又は家きん卵の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者１　経営維持計画作成時における直近１か月間（肉用鶏にあっては直近）の販売に係る１ｋｇ当たり換算額（以下「１ｋｇ当たり平均販売単価」という。）が、原則として、前年から過去５年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の１ｋｇ当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、１ｋｇ当たり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）２　本疾病の発生月から直近１か月までの１ｋｇ当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去５年間の同期の１ｋｇ当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、１ｋｇ当たり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。） | 国内における牛疫、口蹄疫、豚熱又はアフリカ豚熱の発生に伴う豚肉の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者１　経営維持計画作成時における直近１か月間（直近１か月間に出荷がなかった場合は直近）の販売に係る１頭当たり換算額（以下「１頭当たり平均販売単価」という。）が、原則として、前年から過去５年間の同月（直近１か月間に出荷がなかった場合は同時期）の１頭当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。２　本疾病の発生月から直近１か月までの１頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去５年間の同期の１頭当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。 | 国内における牛疫、牛肺疫、口蹄疫又はＴＳＥの発生に伴う乳製品又は牛肉の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者１　経営維持計画作成時における直近１か月間（直近１か月間に出荷がなかった場合は直近）の販売に係る１頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去５年間の同月（直近１か月間に出荷がなかった場合は同時期）の１頭当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。２　本疾病の発生月から直近１か月までの１頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去５年間の同期の１頭当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。 | 国内における牛疫、口蹄疫又はＴＳＥの発生に伴うめん羊の乳製品若しくは肉又は山羊の乳製品若しくは肉の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、理事長が適当と認める者 |
| 融通実施期間 | 令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで |

別表３（第２の５の（１）の①のクの関係）

|  |  |
| --- | --- |
| その他家畜 | 額 |
| 水牛 | 13万円 |

別表４

|  |
| --- |
| 利息相当額 |
| 利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。

|  |
| --- |
| ｂ |
| 365 |

　利息相当額＝ａ×7.5％×　　　ａ：適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部ｂ：利子補給金が融資機関に交付された日から第３の１の（６）のアの返還金が中央畜産会に納付されるまでの日数 |

別表５

|  |
| --- |
| 納付期限 |
| 納付期限は、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないとして中央畜産会が　融資機関に返還金の納付を文書をもって通知した日から起算して４０日目とする。 |

様式第１号

中畜整理番号　　―

経営資金利子補給契約締結申込書

　　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

　　公益社団法人　中央畜産会

会長　　　　　　　　　　　　殿

（　　　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）

（　　　　農林中央金庫○○支店支店長　殿）

（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

　　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　　融 資 機 関 名

　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　電 話 市外局番　局番　番号　内線

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－(　　)－　　　(　　)

このたび、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（以下「実施要領」という。）を承諾し、経営資金の貸付けを行いたいので、実施要領第３の２の（１）の規定に　　基づき、別添の「経営資金利子補給契約書」により、利子補給契約を締結いたしたく申し込みます。

様式第２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　中畜整理番号　　―

経営資金利子補給契約書

公益社団法人中央畜産会会長　　　　　　　　　（以下「甲」という。）は、実施要領を承諾した

（以下「乙」という。）が　　　　知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認を受けて、経営資金を融資した場合に、当該貸付額について利子補給金を交付することについて乙と契約する。

令和　　年　　月　　日

　甲　　所　在　地

名　　　称　　公益社団法人　中　央　畜　産　会

代表者氏名　　　会長　　　　　　　　　　　　　　　　印

　乙　　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（注）乙は、本契約書２部を作成し、記名押印のうえ甲に提出するものとする｡

様式第３号

経営資金貸付実行報告書

　　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

　　公益社団法人　中央畜産会

会長　　　　　　　　　　　　殿

（　　　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）

（　　　　農林中央金庫○○支店支店長　殿）

（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　　在　　地

融 資 機 関 名

　　　　　　　　　　　　　　 代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　 印

　実施要領第３の２の（２）の規定に基づき、経営資金の貸付状況を下記のとおり　　報告します。

記

１　貸付実行額（貸付対象者別貸付実行表は別表のとおり）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 県知事又は理事長の貸付承認額 | 貸付実行日 | 貸付実行額 | 利子補給予定額 | １回目償還日 | ２回目償還日 | ３回目償還日 | ４回目償還日 | ５回目　償還日 | ６回目　償還日 | ７回目　償還日 | 据置期間 | 貸付対象者数 |
| (千円) | （年月日) | (千円) | (円) | (年月日) | (年月日) | (年月日) | (年月日) | (年月日) | (年月日) | (年月日) | (年) | (人) |
| 　　資金 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２　貸付実行金利

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 貸 付 対 象 者負担金利（％） | 中央畜産会利子補給率（％） | 生産者団体等利子補給率（％） | 金 利 合 計（％） |
| 　　資金 |  |  |  |  |

金利合計は、金融機関の貸付利率を記入する。

様式第３号の別表

貸付対象者別貸付実行表

都道府県名

融資機関名

　　　（　　　　　　資金）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 畜種別 | 貸付対象者名 | 貸付対象頭羽数 | 県知事又は理事長の貸付承認額 | 貸付実行額 | 貸付実行日 | １回目償還日 | ２回目償還日 | ３回目償還日 | ４回目償還日 | ５回目償還日 | ６回目償還日 | ７回目償還日 | 据置期間 | 末端貸付利率 | 利子補給率 |
| (頭･百羽) | (千円) | (千円) | 年月日) | 年月日) | 年月日) | 年月日) | 年月日) | 年月日) | 年月日) | 年月日) | (年) | (％) | (％) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　（注）１．畜種別（乳用牛・肥育用牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・採卵鶏・その他（　　））に小計を設けること。

　　　　　２．「１回目償還日」は、据置期間を設ける場合には据置後の最初の償還日を記入すること。

　　　　　３．「償還日」は、最終償還日を記入すること。

様式第４号

経営資金償還計画額・利子補給額計算書

　　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

　畜産主務部長　殿

　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿

　農林中央金庫○○支店支店長　殿

（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

公益社団法人　中 央 畜 産 会

会長　　　　　 　　　　印

　実施要領第３の２の（３）の規定に基づき、別表計算書のとおり通知します。

　なお、融資機関分を同封しますので、貴会より送付願います。

（別表計算書の内容）

様式第４号の別表１

融資機関別償還計画額

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　年度貸付にかかるもの）

都道府県名

（　　　　　　資金）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 融資機関名 | 貸付対象者数 | 貸付実行額 | 償還計画額 | 期末貸付残高 |
| 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第４号の別表２

融資機関別利子補給額計算書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　））

都道府県名

　　　　　（　　　　　　　　資金）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 融 資 機 関 名 | 利子補給額 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第４号の別表３

貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　））

都道府県名

融資機関名

償　　　　還　　　　計　　　　画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸付対象者名 | 貸付実行日 | 貸付実行額 | 異動修正額 | 修正貸付残高 | 償還日 | 　　　年度 | 　　年度 | 　　　年度 | 　　年度 | 　　年度 | 年度 | 　　　　年度 |
| (年月日) |  | (年月日) | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（　　　　　　資金）　　　　　　　　　　　　　　　（　　年度貸付に係るもの）　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

利子補給額計算書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 　　年度 | 　　年度 | 　　年度 | 　　年度 | 　　年度 | 　　年度 | 　年度 |
| 交　付　額 | 利子補給金請求書の提出期限が１１月末日のもの |  |  |  |  |  |  |  |
| 利子補給金請求書の提出期限が５月末日のもの |  |  |  |  |  |  |  |

（注）年度は、利子補給計算期間である。

様式第５号〔提出部数３部（県、信農連等、中畜用）別表も同じ〕

経営資金貸付実行状況等異動報告書

　　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

　　公益社団法人　中央畜産会

会長　　　　　　　　　　　　殿

（　　　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）

（　　　　農林中央金庫○○支店支店長　殿）

（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　　在　　地

融 資 機 関 名

　　　　　　　　　　　　　　 代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　 印

　実施要領第３の２の（４）の規定に基づき、別表のとおり報告します。

様式第５号の別表

経営資金貸付実行状況異動表

都道府県名

融資機関名

　　　（　　　　　　資金）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸付対象者名 | 貸付実行日（年月日） | 貸付実行額（千円） | 異　　動　　修　　正 | 異　動　の　理　由 |
| 発生年月日（年月日） | 繰上償還額（千円） | 経営中止（千円） | そ の 他（千円） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第６号

経営資金償還計画額・

利子補給額異動修正計算書

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　畜産主務部長　殿

　　　　　　　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿

　　　　　　　　農林中央金庫○○支店支店長　殿

（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

公益社団法人　中 央 畜 産 会

会長　　　　　　　　　　印

実施要領第３の２の（５）の規定に基づき、別表計算書のとおり通知します。

なお、融資機関分を同封しますので、貴会より送付願います。

　（別表計算書の内容）

様式第６号の別表１

融資機関別償還計画額

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　））

（　　年度貸付に係るもの）

都道府県名

（　　　　　　資金）

　(単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 融資機関名 | 貸付対象者数 | 貸付実行額 | 異動修正額 | 修正貸付残高 | 償還計画額 | 期末貸付残高 |
| 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第６号の別表２

融資機関別利子補給額修正計算書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　））

都道府県名

　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　資金）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 融 資 機 関 名 | 利子補給額 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第６号の別表３

貸付対象者別償還計画額・利子補給額異動修正計算書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　））

都道府県名

融資機関名

償　　　　還　　　　計　　　　画

（　　　　　　資金）　　　　　　　　　　　　（　　年度貸付に係るもの）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸付対象者名 | 貸付実行日 | 貸付実行額 | 異動修正額 | 修正貸付残高 | 償還日 | 　　　年度 | 　　年度 | 　　　年度 | 　　年度 | 　　年度 | 年度 | 　　　年度 |
| (年月日) |  | (年月日) | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 | 期首残高 | 償還額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

利子補給額計算書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 　年度 | 　年度 | 　年度 | 　年度 | 　年度 | 年度 | 年度 |
| 交　付　額 | 利子補給金請求書の提出期限が１１月末日のもの |  |  |  |  |  |  |  |
| 利子補給金請求書の提出期限が５月末日のもの |  |  |  |  |  |  |  |

（注）年度は、利子補給計算期間である。

様式第７号

経営資金借入者承認取消報告書

　　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

　　公益社団法人　中央畜産会会長　殿

代表者氏名　　　　　　　　　　印

実施要領第３の２の（６）の規定に基づき、下記のとおり経営維持計画の承認の　　取消しを行ったので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借　入　者氏　　　名 | 貸付実行日（年月日） | 貸付実行額（千円） | 取消認定日（年月日） | 承認取消理　　由 | 備　考 |
|  |  |  |  | １２３ |  |

（注）承認取消理由は、次の該当する項目から選び、数字を○で囲むこと。

　　　１　経営維持計画の履行が困難

２　承認取消しの申請

　　　３　計画書の不実記載

様式第８号

経営資金利子補給金請求書

（　　年度分）

請求書の提出期限

１１月末日分

５月末日分

(該当のものに○印のこと)

　　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

　　公益社団法人　中央畜産会

会長　　　　　　　　　　　　殿

（　　　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）

（　　　　農林中央金庫○○支店支店長　殿）

（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　　在　　地

融 資 機 関 名

　　　　　　　　　　　　　　 代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　 印

実施要領第３の２の（７）の規定に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

１．利子補給金請求額　　　　　　　　　　　　　　　円

（　　　　　資金）（内訳）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 利 子 補 給 額 |
| 乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　） | 円 |

２．利子補給金の振込先金融機関名等

　　金融機関名

　　預金種目

　　預金口座番号

　　預金口座名義

様式第９号〔提出部数２部（県、信農連等用）〕

経営資金利子補給金請求承認申請書

　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

知　事　殿

所　　在　　地

融 資 機 関 名

　　　　　　　　　　　　　　 代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　 印

経営資金利子補給金の請求をしたいので、実施要領第３の２の（７）の規定に　　　基づき、その請求額を承認願いたく、別添の経営資金利子補給金請求書を添えて申請します。

添付書類

　　経営資金利子補給金請求書（　　　　　　　資金）

様式第１０号

委　　　任　　　状

　当　　　　　　　　　　　　は、貴　　　　　　　　　　　　に実施要領第３の３の（２）に基づき、次のことを委任いたします。

記

実施要領第３の３の（１）に関すること。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

様式第１１号〔提出部数２部（県、信農連等用）〕

経営資金貸付実行報告書（委託機関用）

　　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

　　公益社団法人　中央畜産会

会長　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　委 託 機 関 名

　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　電 　　　話 市外局番　局番　番号　内線

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－(　　)－　　　(　　)

　　　　　　　　　　　　　　　担 当 者 所 属　　　氏名

　別添のとおり、融資機関　　　　機関より経営資金貸付実行報告書の提出が　　　ありましたが、その内容が適正と認められるので、実施要領第３の３の（３）の規定に基づき、送付します。

　添付書類

各融資機関からの様式第４号経営資金貸付実行報告書（別表を含む。）

|  |
| --- |
| 様式第１１号の別表 |
| ( 資金)　　　　　　　　　　貸付実行一覧表 |
| 融資機関 | 貸付実行日（年月日） | 　 | 貸付実行額 | 　 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 貸付対象者（人） | 乳用牛（人） | 肥育用牛（人） | 繁殖雌牛（人） | 肥育豚（人） | 繁殖豚（人） | 繁殖用めん羊（人） | 繁殖用山羊（人） | 　 | 乳用牛（千円） | 肥育用牛（千円） | 繁殖雌牛（千円） | 肥育豚（千円） | 繁殖豚（千円） | 繁殖用めん羊（千円） | 繁殖用山羊（千円） | 鶏（千円） |  |  |  |
| 鶏（人） | ブロイラー（人） | 採卵鶏（人） | その他(人) | ブロイラー（千円） | 採卵鶏（千円） | その他(千円) |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |

様式第１２号〔提出部数２部（県、信農連等用）別表も同じ〕

経営資金利子補給金請求書（委託機関用）

（　　年度分）

請求書の提出期限

１１月末日分

５月末日分

 (該当のものに○印のこと)

　　　　　　　　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年月日　令和　　年　　月　　日

　　公益社団法人　中央畜産会

会長　　　　　　　　　　　　殿

所　 在 　地

委 託 機 関 名

　　　　　　　　　　　　　 代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　 印

 電 　　　話 市外局番　局番　番号　内線

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－(　　)－　　　(　　)

 担 当 者 所 属　　　氏名

　別添のとおり、融資機関　　　　機関より経営資金利子補給金請求書の提出がありましたが、実施要領第３の３の（１）の規定に基づき､その内容を審査した結果適正と認められるので、同要領第３の３の（３）の規定に基づき、　　利子補給金を下記のとおり請求します。

記

１．利子補給金請求額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　（　　　　　　資金）（内訳）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 融資機関数 | 利子補給額 |
| 乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　） |  | 円 |

２．利子補給金の振込先金融機関名等

　　　金融機関名

　　　預金種目

　　　預金口座番号

　　　預金口座名義

３．添付書類

　　　融資機関からの様式第９号経営資金利子補給金請求書